

B 4 - 7
5 年 保 存 (常)
(平成32年12月31日まで)
F N . B 4 - 2 - 3
鹿 生 環 第 2 7 号
平 成 2 7 年 2 月 6 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長			
担当	銃刀危険物係	TEL	

不発弾等の取扱いについて (通達)

見出しの件については、「発見された不発弾等の処理方法について (通達)」(平成20年12月22日付け鹿生環第243号。以下「旧通達」という)により運用してきたところであるが、今後は、下記により運用することとしたので、その手続に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は、平成27年2月6日から施行し、旧通達は平成27年2月5日限り(廃止する)。

記

1 不発弾等の範囲

(1) 陸上自衛隊が処理する不発弾等

ア 戦時中の連合軍及び旧陸海軍の火薬、爆薬及び弾薬類で陸上で発見されたもの
イ 戦時中の連合軍及び旧陸海軍の漂着物たる機雷及びこれに類する不発弾等。ただし、直接海上自衛隊に発見の通報があったものを除く。

ウ その他陸上自衛隊の西部方面総監が上記ア及びイに類する不発弾等と認めるもの

(2) 海上自衛隊が処理する不発弾等

ア 海上に浮遊している機雷その他の爆発性の危険物

イ 漂着物たる機雷及びこれに類する不発弾等で、直接海上自衛隊に発見の通報があったもの

ウ その他海上自衛隊の佐世保地方総監が上記ア及びイに類する不発弾等と認めるもの

2 事前対策

地域の住民、学校等に対し不発弾等の危険性について十分に広報するとともに、不発弾等が頻繁に発見される地域にあっては、関係機関、団体等に働きかけを行い、緊密な連携に努めること。

3 不発弾等発見時の処理要領

(1) 不発弾等の発見報告

不発弾等を警察官が発見し、又は発見届を受理した場合は、速やかに不発弾等発見報告（別記第1号様式。以下「発見報告」という。）を、メール又はファックスにより生活環境課へ報告すること。

(2) 不発弾発見場所での警戒措置等

ア 不発弾等を発見し、又は発見の届出があったときには、直ちに警察職員を臨場させ、必要に応じて危険区域であることを明示した看板、縄張りを設置する等、応急的な立入禁止等の警戒措置を執ること。

なお、不発弾等が直ちに爆発する危険性がなく、発見現場における警戒措置を要しないものについては、盗難等の防止に配慮すること。

イ 不発弾の種類、数量及び付近の居住状況等から、住民の避難、立入禁止及び通行の禁止又は制限等の危害防止のための警戒等の措置が必要と判断されるときは、迅速かつ確実に実施すること。

ウ ア、イのほか、不発弾の処理に際し、危害防止上必要とする住民の退避、通行の禁止又は制限その他の警戒措置について、当該区域の警備責任者たる陸上自衛隊西部方面総監及び海上自衛隊佐世保地方総監（以下「方面総監等」という。）から要請を受けた場合は、所要の措置を実施すること。

エ 自衛隊が不発弾等の処理を完了するまでの間、公共の安全のため必要な警戒措置をとる上において、自衛隊の技術援助を必要とするときは、本職を通じ、方面総監等に技術援助の要請を行うこととなるので、その際は速やかに生活環境課長を通じて本職に報告すること。

4 不発弾等の処理要請

(1) 発見報告を受けた生活環境課は、速やかに方面総監等に対し、不発弾等の種類、数量、状態及びその所在地並びに付近の状況等の参考事項を付して不発弾等の処理要請を行うものとする。

(2) (1)の要請を実施するに当たっては、不発弾等を発見し、又は発見の届出を受けた後、直ちに電話等により処理要請について事前通報を行い、その後速やかに文書による要請を行うこと。

(3) 自衛隊への不発弾等の引継ぎは、本職からの不発弾処理要請により、方面総監等で処理計画（回収を含む。）を立て、事前に本職に対し処理の日時、場所等について通知があるので、その通知内容の通報を受けた警察署長は、自衛隊への引継ぎが迅速かつ的確に行えるように配慮するとともに、引継ぎ完了時は受領書を受け取ること。

5 不発弾等に関する特異事犯の報告

不発弾等に関する特異事犯が発生した場合は、不発弾等に関する特異事犯発生報告（別記第2号様式）により、速やかにメール又はファックスにより生活環境課へ報告すること。

別記

第1号様式 (3の(1)関係)

年 月 日	発信者所属・職・氏名	受信者所属・職・氏名
時 分 受 発		
不 発 弾 等 発 見 報 告		
発 見 日 時	年 月 日	時 分
発 見 場 所		
発 見 人 の 住 所 職 業 ・ 氏 名 ・ 年 齢	住所 職業 氏名 年 齢 歳	
不 発 弾 等 の 種 類 ・ 数 量		
発 見 時 の 状 況		
保 管 場 所		
処 置		
備 考		

- (注) 1 発見時の状況欄は、発見した時の状況を簡記すること。この場合において、発見場所
が市街地であり、人家があるときは、一番近い人家までの距離を記載すること。
- 2 備考欄には、付近の地形、地物等を簡記すること。ただし、移動が困難で発見場所に
保管中の場合は、発見場所付近の人家、道路との距離、自動車の進行できる場所までの
距離、運搬の難易等を詳細に記載すること。

第2号様式（5関係）

年 月 日	発信者所属・職・氏名	受信者所属・職・氏名
時 分 受 発		
不発弾等に関する特異事犯発生報告		
発 生 日 時	年 月 日 時 分	
発 生 場 所		
事 犯 の 状 況		
事 犯 に 対 す る 措 置		